

た平成28年4月以降のいずれかの時点において、原告に対し、それぞれ1度、おにぎり、ティッシュを被告 W の研究室へ持ってくるようにと言ったことがあったことが認められるが、原告に対し私用を命ずる行為につきそれ以上の頻度や継続性があったことを認めるに足りる的確な証拠はない。そうすると、指導教員である被告 W が、その学生である原告に対し、私用を命ずることは不適切であるものの、同行為の頻度や継続性が認定できない以上、被告 W と原告との力関係を考慮しても、不法行為法上違法とまではいえない。

イ 被告早稲田大学に対する請求

原告と被告早稲田大学の間では、被告 W が自習中の原告に対しておにぎりを買ってこいと命じたことについては争いがない。しかしながら、上記ア説示同様、同行為が違法であるとまではいえない。

(12) 本件おれの女発言行為について

ア 前記認定事実(1)ケによれば、被告 W が、平成29年4月20日、原告に対し、「卒業したらおれの女にしてやる」という趣旨の発言（本件おれの女発言）をしたことが認められる。また、前記認定事実によれば、原告の卒業後の進路について話題になり、話が結婚に関する事項に移った際に、本件おれの女発言がされたことが認められる。さらに、前記前提事実(1)ウによれば、被告 W は既婚者である。

そして、前記認定事実(1)ケによれば、その当時の原告と被告 W の関係は、少なくとも表面上は悪化していないことが認められる。しかしながら、原告と被告 W は、その当時、日ごろから性的な観点からの発言を許容しあえるような親密な関係であったことを認めるに足りる証拠はない。

以上に照らせば、本件おれの女発言は、既婚者である被告 W が、卒業後は、原告と不倫関係を結ぶという趣旨の発言であって、同発言の受け手である原告もその趣旨に理解したものと認められる。そうすると、同発言は、性

的な観点から原告を扱うものであり、原告の意思に反して原告に許容し難い性的な不快感を与えるものといえる。したがって、本件おれの女発言は、社会通念上許容される限度を超えて原告の人格権を侵害するものであって、不法行為法上違法というべきである。

イ これに対し、被告 W は、同発言が、ジョークでありつつ親しみという意味も込められた原告の才能に対する愛着の表明の趣旨であった旨供述する（被告 W 本人 32～33頁）。しかしながら、本件おれの女発言に関する被告 W の上記意図が原告に伝わっていたことを認めるに足りる証拠はなく、それが許容されるほどの親密な関係が原告と被告 W との間に存在することを認めるに足りる証拠がない以上、被告 W の上記主張は採用できない。

ウ 以上によれば、この点に関する原告の主張は認められる。

(13) 本件詰問及び飲み会案内要求等行為について

ア 前記認定事実(1)コによれば、被告 W は、平成29年4月27日、原告に対し、原告が出席する飲み会に案内するように要求し、これを原告が断ったものの、被告 W は、同飲み会に出席していたことが認められる。

他方で、被告 W が、原告に対し、同日、その数日前に被告 W の電話に原告が出なかったことについて詰問し、また、上記飲み会において、原告が被告 W に挨拶もしないでいると帰り際に原告のことをにらみつけたと供述する（甲3、77）も、そのことを裏付ける的確な証拠はないのであるから、同事実を認めることはできない。

イ 以上を前提に検討するに、前記認定事実(1)ケによれば、被告 W は本件おれの女発言を受けた原告がはっとした表情になったと認識していたことが認められる。他方で、原告は、本件おれの女発言以降も、被告 W のゼミに出席していたことからすると、被告 W が原告に対して上記飲み会に案内するように要求して原告がこれを断るまでは、原告は、明示的又は黙示的に被告 W との接触を回避していたとまでは認められない。そうすると、被告 W

■は、上記のような原告からの断りがあった時点で、原告が被告 W との接触を回避していることを認識し得たといえる。そのため、原告から飲み会へ連れて行くことの拒絶がある前の段階において、被告 W が原告に対して飲み会に案内するように要求したことをもって、直ちに原告の良好な学習環境で学習する利益などの何らかの権利利益を侵害したと評価することはできない。

他方で、上記飲み会において原告と被告 W とは会話を含めて接触をしていない（甲 77、弁論の全趣旨）のであるから、上記のように飲み会参加段階において原告が被告 W との接触を避けていることを被告 W が認識し得たこと踏まえても、被告 W が上記飲み会に参加したことが損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えて違法な行為であったと認めるに足りず、不法行為に該当するとはいえない。

ウ 以上によれば、原告の主張は採用することができない。

#### (14) 本件卒業要件発言行為について

##### ア 被告 W に対する請求

前記認定事実(1)サによれば、被告 W は、平成 29 年 5 月後半頃、たまたま遭遇した原告に対し、「卒業は大丈夫なんですか」、「単位は大丈夫なんですか」などと声を掛けたことが認められる。なお、この際、被告 W がニヤニヤと笑っていたとする本件報告書（甲 8）はその認定根拠が明らかでなく、また、同趣旨の原告の供述（甲 3）についても、これを裏付ける的確な証拠がないことから、同事実を認定することはできない。

そして、上記(13)によれば、被告 W は、平成 28 年 4 月 27 日には原告が被告 W との接触を回避していることを認識し得たといえる。

しかしながら、被告 W が意図的に原告に面会に行ったことを裏付ける客観的な証拠はなく、本件卒業要件発言行為自体は、単位取得等の見込みを問うだけのものであって、性的な意味はなく、原告の人格を傷つけるような誹



そうすると、上記発言は何らかの問題を抱え相談に来た学生に対する発言としては冗談であってもいささか軽率かつ無責任に過ぎるものであるとはいえるが、これをもって、**M**教授が原告の性的自由に関する人格権又は良好な学習環境で学習する利益を侵害した（又は原告の被害回復のために適切な措置を講ずる義務を怠った）と評価することはできない。したがって、原告の主張は採用できない。

イ **M**教授の行為②、③について

(ア) 前記認定事実(2)イによれば、現代文芸コース主任である**M**教授は、本件相談時、セクハラはもっとすごいやつだとの趣旨の発言をしたこと、原告に隙がある、原告の視線の動かし方が異性を勘違いさせてしまうという趣旨の発言をしたことが認められる。

そして、本件おれの女発言は、前記2(1)説示のとおり、その内容自体からして、原告を性的関心の対象としていると評価でき違法なセクシュアルハラスメントに当たる行為であることは明らかであるから、かかる被害申告を聴取した**M**教授は、原告がセクシュアルハラスメント被害を受けたと認識するに至ったといえる（そうであるからこそ、**M**教授は、原告に対し、本件相談時には、指導教員変更及びハラスメント防止室への相談という解決策を提示し、本件相談後は、指導教員変更のために尽力していた。）。そうすると、**M**教授は、原告による被害申告を受けた時点以降は、被告早稲田大学の被用者、履行補助者である教員として、学生である原告に対して、学習環境が損なわれることのないように、原告の申告に対し適切に配慮する義務を負うというべきである。

そうであるにもかかわらず、上記のとおり、**M**教授は、原告の被害が軽微であり、原因が原告にもある旨の発言をしたといえる。かかる**M**教授の発言は、本件おれの女発言等によって性的自由に関する人格権を侵害された原告に対し適切な配慮をすることを怠り、原告の性的自由に関する

人格権をさらに侵害するものといえる。したがって、**M**教授の上記発言は、セクシュアルハラスメント被害を申告した原告の性的自由に関する人格権を侵害するという点において、原告の学習環境が損なわれることのないように原告の申告に対し適切に配慮する義務に違反（不法行為責任との関係においては、原告の性的自由に関する人格権及び原告の良好な学習環境で学習する利益を侵害）するものといえる。

(イ) 以上によれば、**M**教授の上記発言は、その後**M**教授が指導教員変更の進めるなどしたことを考慮しても、被告早稲田大学の在学契約上の債務不履行ないし不法行為に該当する。

ウ **M**教授の行為④について

(ア) 前記認定事実(2)ウ、エによれば、本件メール3送信前後の経緯は以下のとおりである。

**M**教授は、**H**教授とも相談した上で、原告に対し、指導教員の変更を被告**W**に知らせることにつき、原告の専攻分野変更を理由として指導教員変更をするというストーリーを作り、その内容として、①原告が修士論文計画書提出を機に創作を最終的な目標としたり、**M**教授に相談をした、②**H**教授が、事務所と現代文芸コース主任である**M**に相談し、指導教員変更が可能であることを確認した、③**H**教授が、被告**W**に対し、原告の意思を尊重して原告を受け入れる旨のメールを送信する、④③の結果にもよるが、上記流れを被告**W**が受け入れた場合、原告から一言あった方が自然であり、原告が被告**W**に対して指導教員変更の件について事前に相談しなかった弁明としては、「怖くて言い出せなかった」というのもあり得るのであり、また、原告からは「申し訳ありません」という詫びの言葉があるといいのではないかと、⑤③の結果、話がこじれた場合には、その際の状況から新たに考え直す必要があるという趣旨の整理などを行った本件メール3を送信したものである。

そして、本件メール3を読んだP教授は、このうち④の部分に対し、原告が悪いわけではないので、「申し訳ありません」と詫げる必要はないのではないかと指摘したところ、M教授は、P教授の指摘を受けてすぐに意見を変え、同部分を撤回し、実際に原告が被告Wに謝罪することはなかったというのである。

(イ) 原告は、本件メール3のうち④の部分が原告に対する被害回復について適切な措置を講ずることを怠ったものであると主張する。

しかしながら、上記アのとおり、M教授は、原告の承諾も受けて指導教員変更の表向きの理由が原告の希望による修士論文テーマの変更に伴うものと整理したことにより、被告Wが、原告に対し、原告側の事情による指導教員変更であるにもかかわらず事前に相談がなかったことに腹を立てて、原告に対し接触を求めてくる可能性があることを考慮して、そのような被告Wによる接触の可能性を減らし、円滑に指導教員の変更を行う目的で、本件メール3の④部分を提案したものといえる。

以上によれば、M教授が上記④の部分を含む本件メール3を原告に送付したことは、その記載を表面的に捉えれば被害者が加害者に対して謝罪することを求めるもので不当なものに見えるが、実際には、原告が被告Wから接触されることなく円滑に指導教員の変更をするための便法としての提案であって、原告の良好な学習環境で学習する利益など原告の何らかの権利利益を侵害したもの（又は原告の学習環境が損なわれることのないように原告に配慮する義務に反する）と評価することはできない。

(ウ) 以上によれば、原告の主張は採用できない。

## エ 小括

以上によれば、M教授が原告の被害の深刻さを理解せずに適切な措置を講じなかったとの原告の主張については、前記イの限度で認められる。

(2) M教授が事態の収束と隠蔽をしたことにより被害回復への尽力を怠った

との主張（争点(2)イイ）について

ア M教授の行為⑤及び⑥について

(ア) 原告は、本件相談の際、M教授に対し、指導教員変更を考えたいと伝えると、M教授は、その話を遮り、教員変更もしたくないと述べたと供述する（原告本人46頁）。

また、原告は、M教授が、本件相談の際、解決策を何も提案することがなかったことを前提に、大事にしたいことの具体例として、ハラスメント防止室に言及したにとどまる旨供述する（原告本人16、46、63～65頁）。

しかしながら、前記認定事実(2)エの経緯や、平成29年5月7日20時44分にM教授が原告及びH教授に送信したメール（乙ロ12）には、指導教員変更の手續に言及した上で、「H先生、重たい問題に関わらせてしまい、申し訳ありません。原告からの話を受け、私一人では心細く、H先生、P先生にも相談をするようにすすめてしまいました。」との記載があることによれば、M教授は、本件相談の際、原告が指導教員の変更をする場合にはH教授を希望していること、本件がセクシャルハラスメントを含む事案であることを踏まえ、H教授及びP教授にも相談した方がよいと提案し、原告がH教授と相談して本件方針を決定した後は、原告の指導教員変更の要望を実現するために、スケジュール調整、指導教員変更のための必要事項の確認などを行ったことが認められ、このことからすればM教授が本件相談の際に指導教員の変更に言及するなど解決策を提案したことは明らかである。

また、以上の経緯を考慮すると、M教授は、問題の解決策の一つとして、ハラスメント防止室への相談という方法もあることを紹介した上で、これについては手續が煩雑で大変であるというデメリットがある趣旨の発言をしたと認めるのが相当である。





(イ) 以上を前提に検討すると、上記 **M** 教授の発言は、被告 **W** によるハラスメントの解決策として、指導教員の変更という方法が考えられることを示し、その他にも、ハラスメント防止室への相談という方法もあることを教示したものであるが、ハラスメント防止室への相談についてはデメリットを強調し、同方法による解決に対し消極的な意見を表明したものと見える。

前記認定事実(2)ア、ウ、エによれば、原告は、①本件相談に先立つ **T** 助教との相談においても、被告 **W** を慕っている学生も多いことからハラスメント問題を公にして被告 **W** を追及し「首にする」ことまでは考えておらず、指導教員を **H** 教授に変更することが一番良いという考えを明らかにしていたこと、②本件相談の後の **H** 教授とのやり取りにおいても、ハラスメント問題を理由に指導教員を変更するのではなく専門分野の変更を理由とするという方針を共有し、これに対し異議を述べていなかったことが認められる。**M** 教授は、前記認定事実(2)イ、エのとおり、本件相談に先立ち、面倒なことは避けたいという態度を示しており、本件相談以降もハラスメント問題を公にすることについてしばしば消極的な姿勢を示していたことからすれば、一学生にすぎない原告は **M** 教授の姿勢を感じ取って **M** 教授に対して直接異議を述べづらかったという可能性はあり得るが、そうであるとしても、**H** 教授や **P** 教授、**T** 助教は原告に寄り添う立場であり原告と信頼関係を築いていたものと推認され、特に **P** 教授は前記認定事実(2)エ(ㄨ)のとおり原告が被告 **W** に謝る必要はないという意見を述べる立場の人物であったことからすれば、原告が上記方針に不服であれば、これらの信頼できる教授らに対しその旨を話し、ハラスメント防止室に訴え出ることを含む方針変更を求めることも可能であったのに、これをしていないことからすれば、少なくとも本件相談から指導教員変更がされた平成29年5月頃までの時期にお

いては、原告はハラスメント問題を公にせず、指導教員変更をするという方針に納得していたものというべきである。

そうすると、ハラスメント防止室の利用について否定的な意見を述べた上記 M 教授の発言は、その内心の動機においては事態が公になることで現代文芸コース主任である自分の負担が重くなることを憂慮したものであるとしても、結論においては当時の原告の意向に反するものではなかったといえるから、原告の希望する学習環境の形成（指導教員の変更）を阻害するようなものではなかったといえ、原告の性的自由に関する人格権や良好な学習環境で学習する利益を侵害した（又は原告の被害回復のために適切な措置を講ずる義務を怠った）とまで評価することはできない。

以上によれば、本件 M 発言に関する原告の主張は採用できない。

#### イ M 教授の行為⑦について

前記認定事実(2)イによれば、M 教授は、本件相談の際に、原告に対し、ハラスメント問題が現代文芸コースの外に明らかになれば、「結構叩かれちゃうことになるかもな」と発言し、原告は同発言を現代文芸コースの外に話してほしくないという口止めの意味に理解したことが認められる。

確かに、M 教授の上記発言は、ハラスメント問題の解決よりも事態が公になることで現代文芸コース主任である自分の負担が増えることを憂慮したものであり、原告に対して配慮を欠く不適切な発言であるといえる。しかしながら、前記認定事実(2)アないしエのとおり、原告は、本件相談に先立つ T 助教との会話においてもハラスメント問題を公にして被告 W の免職を求めることまではせず、指導教員の変更という解決策を希望する意思を明らかにしていること、本件相談の際やその後の H 教授や P 教授とのやり取りの際にも、ハラスメント問題を公にすることを求める意向は示していなかったことなどからすれば、M 教授の上記発言は、発言の動機はともかく、結論においては原告の意思に反するものではなく、原告の意思に反し

て現代文芸コースの外にハラスメント問題の話をすることを口止めしたというものではない。

そうすると、現代文芸コース主任である M 教授の上記発言は、原告の性的自由に関する人格権や良好な学習環境で学習する利益を侵害した（又は原告の被害回復のために適切な措置を講ずる義務を怠った）とまではいえない。

また、M 教授は、平成28年5月11、13日のメールにおいて、原告や H 教授に対し、原告の指導教員変更の調整を行うに当たり、原告の申告した被告 W のハラスメントに関する問題が現代文芸コースの外に出ることを懸念する趣旨ともとれるメールをしている（前記認定事実(2)エ）。しかしながら、M 教授の同メールは、原告が指導教員の変更を希望しているため、H 教授と P 教授にも相談して指導教員の変更のための手順を検討していた際のやり取りの中で送信されたものであり、上記メールは、突然に指導教員変更の話向被告 W に持って行った場合、被告 W から原告に対するさらなるハラスメントがされるおそれがあることを考慮したものである可能性も否定できない。したがって、原告の主張するように、上記発言が、被告 W によるハラスメント隠蔽の趣旨で行われたとまでは認められない。したがって、上記発言は、原告の性的自由に関する人格権や良好な学習環境で学習する利益を侵害した（又は原告の被害回復のために適切な措置を講ずる義務を怠った）と評価することはできない。

以上によれば、原告の主張は採用できない。

ウ M 教授の行為⑧について

前記認定事実(2)イによれば、M 教授は、本件相談の結論として、しばらく様子見をしようと発言し、原告は、この結論を受け入れたことが認められる。前記認定事実(2)イによれば、本件相談では、最終的に、M 教授と原告との間で、原告が指導教員の変更を希望しているため、H 教授と P 教授にも相談して方向性を決定するとの方針になったことが認められるから、上

記 M 教授の発言は、同方針を踏まえ、方向性が決まるまでの間は現状を維持するという趣旨の発言であると認められる。そうすると、上記様子を見ようとの M 教授の発言はその発言当時の状況からして、原告から相談された被告 W のハラスメントを隠蔽する内容のものとは認められず、同発言に関する M 教授の意図もそのような隠蔽にあると認めることはできない。したがって、上記 M 教授の発言は、原告の性的自由に関する人格権や良好な学習環境で学習する利益を侵害した（又は原告の被害回復のために適切な措置を講ずる義務を怠った）と評価することはできない。

以上によれば、原告の主張は採用できない。

エ M 教授の行為⑨、⑩について

ア) 前記認定事実(2)ウ、エによれば以下の事実が認められる。

原告が、M 教授に対し、H 教授との相談の結果、とりあえずは被告 W の授業に 2、3 回出席しつつ、指導教員を被告 W から H 教授へと変更する手続を進めることを報告し、その方針に対し、M 教授は異存がなく M 教授の方でも手続を事務所に確認する旨を返信した。その後、原告が、M 教授に対し、事務所における確認の結果を報告したところ、ハラスメントについては、ハラスメント防止室で相談でき、指導教員の変更については被告早稲田大学文学学院の教授である 教務主任に相談できる旨の教示を受けたことも報告した。これに対し、M 教授は、「事務所の方との相談の際には、具体的なことは話したのでしょうか。先生はとても温厚で、相談をすれば懇切丁寧に助言をくれると思いますが、できればその前の段階で解決できた方がいいですね。」といった趣旨の回答をした（本件メール 1）。

これに対し、原告は、事務所に相談した際には、原告が指導教員の変更のことについて質問すると、まずは指導教員と相談するようにと案内されたため、ハラスメントが絡んでいるので指導教員とは二人で話すことは難

しいと伝えたにとどまり、詳細は話していない旨回答した。

これに対してさらに、**M**教授は、「現指導教員である被告**W**との件は、あまり広まらないようにした方がよいと思うので、慎重にしてください。**M**、**H**教授、**P**教授の範囲で、できれば止めたいです。」といった趣旨の回答（本件メール2）をした。

他方で、前記認定事実(2)エによれば、本件メール1及び本件メール2の時点においては、指導教員の変更はスケジュール的に平成29年5月17日の教室会議に持ち込むのが原告と被告**W**の接触を回避させて原告の被害拡大を防止するための最短のスケジュールであり、かつ、上記教室会議を逃すと指導教員変更による演習科目の単位取得のための要件を充足しなくなることが認められる。

(イ) 原告は、**M**教授が本件メール1及び本件メール2の送信により被告**W**のハラスメントの隠蔽を図り、原告の被害回復に尽力することを怠ったと主張する。

確かに、本件メール1及び本件メール2は、その内容自体からすると、原告が、**M**教授、**H**教授及び**P**教授以外の者にセクシャルハラスメントの被害申告をしないことを求めるものといえる。しかしながら、上記(ア)のとおり、原告は指導教員変更による解決を希望しており、しかも、同月17日までに指導教員変更の手続を完了させなければ演習科目の単位取得の要件を充たさなくなるという状況であった。そうすると、**M**教授による原告に対する本件メール1及び本件メール2の送信は、上記のような切迫した状況において、まずは指導教員変更を円滑かつ早急に行うために、原告がハラスメント問題を理由に指導教員変更を希望していることを被告**W**に悟られてはならないとの配慮の下で、指導教員変更のために動いている**M**教授、**H**教授及び**P**教授以外の者に対する情報の提供は相当ではないとの考慮により行った可能性も残る。また、原告が、本件メ

ール1及び本件メール2の時点で、ハラスメント防止室や教務主任への相談が不可能であったことを認めることもできない。そうすると、M教授が、原告の被害の隠蔽と原告によるハラスメント防止室の利用を妨げる目的で、本件メール1及び本件メール2を送信したとまでは認められない。

(ウ) 以上によれば、本件メール1及び2に関する原告の主張は採用できない。

オ 小括

以上によれば、M教授が事態の収束と隠蔽をしたことにより被害回復への尽力を怠ったとの原告の主張はいずれも採用できない。

(3) 争点(2)に関する総括

以上によれば、争点(2)に関する原告の主張は、M教授が原告の被害の深刻さを理解せずに適切な措置を講じなかったとの原告の主張のうち、M教授の行為②及び③の主張(前記(1)イ)に関する主張については理由があり、その余は理由がない。

4 争点(3)(I准教授の不法行為及びI准教授を履行補助者とする被告早稲田大学の債務不履行の有無)について

(1) I准教授がその講義にて被告Wを称賛する発言をしたことについて

前記認定事実(3)ウによれば、I准教授は、その講義において、被告Wの研究成果を称賛する発言をしたことが認められる。しかしながら、大学の教員がその講義において他の研究者の研究成果を称賛することは当該教員の裁量の範囲内の行為であって違法であるとはいえず、原告がI准教授の講義を聞き不快に感じたとしてもそのことにより原告の法的保護に値する利益が侵害されたという余地はない。

したがって、原告の主張は採用できない。

(2) I准教授が原告に協力した教員に対して発言を控えるようにと圧力をかけたことについて

前記認定事実(3)エによれば、I准教授が、平成29年11月頃、T

助教に対し、被告 W のハラスメント行為について話すことをけん制する趣旨の発言をしたことが認められる。

しかしながら、原告が関与しないところで I 准教授が T 助教に対してかかる発言をしたことにより、直ちに原告の法的保護に値する利益が侵害されたとまではいえず、このことが原告に対する不法行為に当たるとすることはできない。

- (3) I 准教授が原告に対して被告 W にお礼を言うように求めたことについて

前記認定事実(3)エによれば、I 准教授は、平成30年1月23日の修士論文の口頭試問後の打上げの際、原告に対し、被告 W へお礼を述べるように求めたことが認められる。しかしながら、上記 I 准教授の発言内容から、I 准教授が、原告に対し、被告 W へお礼を述べることを強要したとまでは評価できず、上記発言により原告の良好な学習環境で学習する利益その他の何らかの権利利益が侵害された（又は原告の被害の回復につき適切な措置をとるべき義務を怠った）と評価することはできない。

以上によれば、原告の主張は採用できない。

- (4) 争点(3)に関する総括

以上によれば、争点(3)に関する原告の主張はいずれも理由がない。

- 5 争点(4) (原告退学後の被告早稲田大学の不法行為及び債務不履行の有無) について

- (1) 被告早稲田大学の義務の有無について

ア 前記認定事実(4)によれば、原告は、本件当時、被告早稲田大学と在学契約を締結していたことが認められる。他方で、前記認定事実によれば、原告は平成30年3月末に現代文芸コースを退学したところ、原告は、原告が現代文芸コースを退学した後である同年4月16日にハラスメント防止室へ連絡を取り、同月23日にハラスメント防止室を訪問して被告 W によるハラ

5  
10  
15  
20  
25  
30  
35  
40  
45  
50  
55  
60  
65  
70  
75  
80  
85  
90  
95  
100  
105  
110  
115  
120  
125  
130  
135  
140  
145  
150  
155  
160  
165  
170  
175  
180  
185  
190  
195  
200  
205  
210  
215  
220  
225  
230  
235  
240  
245  
250  
255  
260  
265  
270  
275  
280  
285  
290  
295  
300  
305  
310  
315  
320  
325  
330  
335  
340  
345  
350  
355  
360  
365  
370  
375  
380  
385  
390  
395  
400  
405  
410  
415  
420  
425  
430  
435  
440  
445  
450  
455  
460  
465  
470  
475  
480  
485  
490  
495  
500  
505  
510  
515  
520  
525  
530  
535  
540  
545  
550  
555  
560  
565  
570  
575  
580  
585  
590  
595  
600  
605  
610  
615  
620  
625  
630  
635  
640  
645  
650  
655  
660  
665  
670  
675  
680  
685  
690  
695  
700  
705  
710  
715  
720  
725  
730  
735  
740  
745  
750  
755  
760  
765  
770  
775  
780  
785  
790  
795  
800  
805  
810  
815  
820  
825  
830  
835  
840  
845  
850  
855  
860  
865  
870  
875  
880  
885  
890  
895  
900  
905  
910  
915  
920  
925  
930  
935  
940  
945  
950  
955  
960  
965  
970  
975  
980  
985  
990  
995

スメントの内容を説明し、同年6月末に苦情申立書を提出したことが認められる。

イ 被告早稲田大学は、在学契約上の義務として、原告に対し、教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負う。そうすると、被告早稲田大学は、その学生との間の在学契約から派生する義務として、学生との間において、信義則上、ハラスメントによる人格権や良好な学習環境を保持する利益の侵害から学生を保護するための配慮義務を負っていると解することができる。

しかしながら、上記義務は、あくまでも、被告早稲田大学に在学する学生との間で、教育役務の提供という本来的な債務を実現するために、その良好な学習環境を保護するために認められるものであるから、在学契約を解消した退学者との関係においてまで、上記配慮義務を認めることはできない。

本件においては、前記認定事実のとおり、原告が主張している被告早稲田大学の行為は、原告が現代文芸コースを退学した後のものであるから、原告との関係において、被告早稲田大学が上記配慮義務を負うと解することはできない。

したがって、在学契約に基づく債務不履行責任を理由とする原告の主張は採用できない。

ウ 他方で、不法行為責任との関係において、在学契約を根拠としない信義則上の義務が認められるかを検討するに、前記認定事実(4)、(5)によれば、被告早稲田大学は、退学者である原告の苦情処理申立てを受け入れ、原告の主張するハラスメント行為について調査し、その結果を原告に対して報告したことが認められ、その過程において、原告在学時の被告 **W** によるハラスメント行為を認識したことが認められる。そうすると、本件においては、原告と被告早稲田大学の関係は、被告早稲田大学が被害の申告を受け付けて調査を開始した以降の時点においては、原告在学時の人格権侵害に関して、その被



害救済という観点から、特別な社会的接触の関係にあるというべきである。したがって、本件事案のもとにおいては、被告早稲田大学は、信義則上、被告早稲田大学が被害の申告を受け付けて調査を開始した以降の時点においては、原告の人格権侵害に配慮する義務の一内容として、ハラスメント防止室におけるハラスメント調査を適正に行う義務を負うというべきである。

エ 以上によれば、上記ウの限度で原告の主張は採用でき、これに反する被告早稲田大学の主張は採用できない。

(2) 事前相談時の被告早稲田大学の対応に関する原告の主張について

ア 原告は、ハラスメント防止室が、原告が面談の事前相談のために連絡をした際、退学者の訴えは取り上げないかのような対応をしたと主張する。

前記認定事実(4)ウによれば、確かに、ハラスメント防止室の職員は、「ハラスメント防止室では継続的人間関係の維持を考慮し、ハラスメント事案解決については人間関係の調整を旨としています。」、「中退された場合には、申立てをお受けすることができない場合もあります」との趣旨を記載したメールを送信したことが認められるから、ハラスメント防止室が、原告の申出を取り上げられない場合がある可能性を示したことが認められる。また、被告早稲田大学のハラスメント防止委員会規程（本件に関係する規定については別紙のとおり）1条によれば、ハラスメント防止委員会は、ハラスメントの防止及びハラスメントに関する相談又は苦情の適切な処理によって、被告早稲田大学において就学する全ての学生が能力と個性を自由に発揮できる良好な学習環境を保持することを目的に設置されると定められており、在学契約を解消した退学者との関係においても上記良好な学習環境を保持するためにハラスメント防止委員会が事案解決に取り組むことは本来想定されていないともいえる。

しかしながら、このことをもって、被告早稲田大学のハラスメント防止室

が、原告の被害回復に尽くさなかったと評価することはできない。むしろ、前記認定事実(4)エによれば、上記メールの後に原告がハラスメント防止室を訪問した際、ハラスメント防止室の職員は、原告の説明するハラスメントの内容を聞き、苦情処理申立てを希望する場合の手続を教示したことが認められるのであり、このことからすれば、被告早稲田大学のハラスメント防止室は、原告の主張を取り上げるための対応をしていたといえる。したがって、被告早稲田大学が退学者の訴えを取り上げないかのような対応をしたということはできない。

以上によれば、原告の主張は採用できない。

イ また、原告は、原告がその親族の面談への同行を要望したのに対し、ハラスメント防止室がこれを受け入れる姿勢を示さなかったと主張する。

確かに、前記認定事実(4)イによれば、原告がハラスメント防止室へ電話した際に、原告がその父の同席を要望したところ、これに対応した職員が、こちらは女性2人なので大丈夫との趣旨の発言をしたことが認められる。しかしながら、この職員の発言のみをもって、ハラスメント防止室が原告の父の同行を受け入れない姿勢を示したと即断して評価することはできず、むしろ、前記認定事実(4)エによれば、実際には、原告の父は、原告がハラスメント防止室を訪問した際、原告の相談の場に立ち会っていることが認められ、ハラスメント防止室の職員が原告の父の訪問を拒絶したり、退出を命じたりしたという事実は認められない。そうすると、被告早稲田大学のハラスメント防止室の職員の上記発言は、ハラスメント防止室は女性2人で対応するから付添いがいなくても安心してよいという趣旨でされたものであるといえ、原告の父の同行を受け入れない姿勢を示すものということとはできない。

以上によればハラスメント防止室が原告の親族の同行を受け入れなかったという原告の主張は採用できない。

ウ さらに、原告は、被告早稲田大学では、事前相談当時、ハラスメント防止

室の担当者が名乗ることをせず、代理人を立てることができない決まりになっていると説明したと主張する。

5 (ア) 前記認定事実(4)イ、エによれば、原告の電話と訪問時において対応したハラスメント防止室の職員いずれもが、原告の電話時及び訪問時いずれの時点においても、その名を名乗ることがなかったことが認められる。しかしながら、職員が名乗らないことにより被害者のハラスメントに関する相談が阻害されるとまではいえず、社会通念に照らして職員が名乗るべき法的な義務を負うということとはできない。

10 (イ) また、原告は、ハラスメント防止室の職員は、代理人を立てることができない決まりになっていると説明したと主張するが、そのような規定の存在は認められず、かえって、原告の来訪に対応した職員は、苦情申立書の持参に関する質問を受けたため、「本人の意思確認をするためもあって、原則としては、申立書を持参してもらっています」という案内をしたとの供述をする(乙ロ13)ことを踏まえると、原告の主張するように、原告の来訪に対応した職員が、代理人による申立てが例外なくできないと説明したと認めるに足りないし、ハラスメントというデリケートな問題を扱うに当たって、直接話を聞いてその真意を確認するために本人の出頭を求めることが社会通念に照らして違法であるということとはできない。

15 (ウ) 以上によれば、原告の主張は採用できない。

20 エ 原告は、ハラスメント防止室の担当者が、相談とは別に申立書の提出を求め、郵送による申立ては認められないと説明されたと主張する。

25 (ア) 前記認定事実(4)エ、カによれば、ハラスメント防止室では、苦情処理申立ては書面によるという運用がされており、ハラスメント防止室の職員は、原告に対し、苦情処理申立てには申立書の提出が必要である旨を説明したことが認められる。そして、同運用自体が、ウ(ア)説示同様、原告による苦情処理申立てを妨げたと認めるに足りる証拠はないし、ハラスメントに関

する苦情処理申立てという手続をするに当たって正確を期するために書面の提出を求める運用が社会通念に照らして違法であるということとはできない。

5 (イ) また、原告は、ハラスメント防止室の職員が、郵送による申立ては認められないと説明したと主張するものの、上記ウイ説示同様に、その事実を認めることはできないし、仮にそのような説明をしたとしても、上記ウ(イ)のとおり原則として意思確認のため本人による申立書持参を求めるという運用が社会通念に照らして違法であるということとはできない。

(ウ) 以上によれば、原告の主張は採用できない。

10 オ 小括

以上によれば、事前相談時の被告早稲田大学の対応に関する原告の主張はいずれも採用することができない。

(3) 本件調査委員会に関する主張について

ア 被告早稲田大学の義務の有無について

15 前記(2)説示のとおり、被告早稲田大学は、信義則上、被告早稲田大学が被害の申告を受け付けて調査を開始した以降の時点において、原告の人格権侵害に配慮する義務の一内容として、ハラスメント調査を適正に行う義務を負うというべきである。

イ 本件報告書に関する主張について

20 (ア) 前記認定事実(5)イによれば、本件報告書は、被告 W に関する原告の申立てのうち、本件おれの女発言等を認定しセクシャルハラスメントに該当すると結論付け、それ以外にもいくつかの被告 W の行為について不適切な行為であるとしたが、被告 W がユングらの理論や作家、作品を「死ぬ」と言ったことについては、被告 W による批判、評価の域を出ないとし、他の主張の一部については当該事実が認められないと結論付けた。

25 (イ) 他方で、前記認定事実(5)アによれば、本件調査委員会の構成員は、通常、

外部有識者、教職員等から構成されることが認められる。また、前記認定事実(5)イによれば、本件調査委員会は、本件調査報告書作成の過程において、7回にわたり委員会を開催し、そのうちの一部において、原告、被告 **W**、**M** 教授、**H** 教授、関係者（少なくとも原告以外の学生を含む。具体的にどのような人物かは証拠上認定できない。）に対するヒアリングを行ったことが認められる。

以上の事情を踏まえると、本件調査委員会が上記(ア)の結論を出すに当たっての調査が適正ではなかったと認めるに足りる証拠はない。原告は、本件報告書の調査結果が原告の申立てのとおり認定されていない点を捉えて調査が不十分、不公正であったと主張するに過ぎず、これを採用することはできない。

ウ 本件報告書2に関する主張について

(ア) 前記認定事実(5)ウによれば、本件報告書2は、原告の苦情処理申立てのうち、被告 **W** 以外に関するものを取り扱い、**M** 教授と **B** の面談の場面における **M** 教授の行為に関して、**B** と **M** 教授の供述が食い違っていることを理由に、**B** の供述をもとにした原告の主張のとおり的事实を認定できないと結論付ける（他方で、**M** 教授の発言のとおり認定できるとも認定していない。）など、原告の主張の一部認めず、その余の点については原告の主張を認めて、被告 **W** 以外の者の行為を不適切などと評価したことが認められる。

(イ) 前記認定事実(5)アによれば、本件調査委員会の構成員は、通常、外部有識者、教職員等から構成されることが認められる。また、前記認定事実(5)ウによれば、本件調査委員会は、本件報告書2を作成するに当たり調査を行い、その調査過程において、8回にわたり委員会を開催し、そのうちの一部において、関係者（少なくとも **T** 助教、**〃** 総務部長は含まれている。その他に具体的にどのような人物が関係者に該当するかは証

抛上認定できない。)、Z教授、I教授、ハラスメント防止委員会委員長(教授)、Bに対するヒアリングを行ったことが認められる。

以上の事情を踏まえると、本件調査委員会が上記(ア)の結論を出すに当たっての調査が適正でなかったと認めるに足りる証拠はない。原告は、本件報告書2の調査結果が原告の申立てのとおり認定されていない点を捉えて調査が不十分、不公正であったと主張するに過ぎず、これを採用することはできない。

#### エ 小括

以上によれば、本件調査委員会に関する原告の主張は採用できない。

#### (4) 争点(4)に関する総括

以上によれば、争点(4)に関する原告の主張はいずれも認められない。

#### 6 争点(5) (損害及び因果関係) について

##### (1) 被告Wの行為による慰謝料額

ア 前記2説示によれば、被告Wは、原告に対し、本件おれの女発言及び本件授業時発言をし、その性的自由に関する人格権を侵害すると同時に当時の原告の良好な学習環境で学習する利益を侵害したものと見える。

原告は指導教員である被告Wの上記各行為により多大な精神的苦痛を受けたことが認められる。

イ 原告は、被告Wのハラスメント行為が原因で現代文芸コースを退学した旨主張する。

確かに、前記認定事実(6)アによれば、原告は、語学及び演習科目の授業等の単位不足により学位授与要件を充足しておらず、退学せずにもう1年在学して修士号の取得を試みることも可能であったことが認められる。

しかしながら、前記認定事実(6)イによれば、原告は、被告Wが関与していない語学の授業についても入学当初から単位取得に必要な出席をしてお

らず、もともと語学に関心を持っておらず、入学当初から創作に関心があったことから修士号を取得する必要性も感じていなかったことが認められる。

そうすると、原告は、被告 **W** による本件おれの女発言等のハラスメント行為によって精神的苦痛を受けたことは認められ、これにより原告の学習意欲が減退し退学の一因になったことはいかなるもの、原告は上記ハラスメント行為とは関係なくもともと語学の授業に関心を有さず修士号取得も必要としていなかったというのであるから、上記被告 **W** のハラスメント行為と原告の退学との間に相当因果関係があるとまではいえない。したがって、慰謝料額の算定に当たっては、原告が退学を余儀なくされた事実は考慮できない。

ウ 被告 **W** の上記不法行為の態様に加え、本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告 **W** の上記不法行為により原告が被った精神的苦痛を慰謝するには、50万円をもって相当と認める。

(2) **M** 教授の行為に関する慰謝料額

ア 前記3(1)イ説示によれば、**M** 教授が、セクハラはもっとすごいやつだ、被告 **W** のハラスメントの原因が原告にもあるといった趣旨の発言をしたことが認められ、これらの **M** 教授の行為に係る不法行為又は債務不履行によって、原告の性的自由に関する人格権及び原告の良好な学習環境で学習する利益を侵害された。他方で、同行為は、本件相談という場面における一回的な発言であり、その後は、**M** 教授は **H** 教授らと連携し指導教員の変更手続をしたことが認められる。

イ その他の事情については、上記(1)ア及びウ説示同様である。

ウ 以上の他に本件に現れた一切の事情を考慮すると、**M** 教授の行為に係る不法行為又は債務不履行により原告が被った精神的苦痛を慰謝するには、5万円をもって相当と認める。

(3) 上記(1)及び(2)の損害の合計額は55万円であるところ、本件に関する弁護士

費用として5万5000円（上記(1)の損害50万円との関係では5万円、上記(2)の損害5万円との関係では5000円）と認めるのが相当である。

(4) 以上によれば、被告 W と被告早稲田大学は、原告に対し、55万円の限度で連帯して損害を賠償すべきであり、被告早稲田大学は、原告に対し、これに5万5000円を加えた合計60万5000円の損害を賠償すべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、被告 W との関係においては、不法行為（民法709条）に基づく損害賠償として55万円の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、被告早稲田大学との関係においては、使用者責任（民法715条1項）及び在学契約の債務不履行に基づく損害賠償として60万5000円の支払を求める限度（被告 W との間では55万円の限度で不真正連帯債務となる。）で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、仮執行宣言は事案に鑑み相当ではないからこれを付さないこととして、よって主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第49部

裁判長裁判官

中村 心 

裁判官

谷地 伸之 

裁判官

紅林 颯馬 



(別紙) 本件に関する被告早稲田大学における規則等

## 早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則 (本件規則)

(目的)

- 5 第1条 この規則は、早稲田大学（以下「本学」という。）における教育研究活動、組織の管理運営または教職員、学生その他の構成員（以下「教職員等」という。）に負の影響を及ぼす可能性のある様々なリスクを管理する体制およびコンプライアンスを推進する体制を一体的に構築することで、本学の安定的発展および価値の向上を図ることを目的とする。

10 (用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 リスク 自然災害、火災、感染症、コンプライアンス違反等の発生その他の事件または事故により、本学の研究教育活動の遂行、教職員等の安全、財産、名誉  
15 もしくは組織の存続に関し重大な被害または支障が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態をいう。
- 二 コンプライアンス 法令、本学の規約、教育研究に係る固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- 三 リスク管理 リスクの発生を未然に防ぐための対策およびリスク発生時にお  
20 ける被害を最小限にとどめるための取り組みをいう。
- 四 コンプライアンス推進 コンプライアンス違反を未然に防ぐための対策を講じ、啓発活動等を行うことをいう。

(総括責任者)

- 第4条 本学に、リスク管理およびコンプライアンス推進に関する業務を総括させる  
25 ため、リスク管理およびコンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、総長が指名する副総長をもって充てる。ただし、副総長が置かれていない

場合は、総長が指名する常任理事をもって充てるものとする。

2 (略)

3 総括責任者は、リスク発生時に外部有識者、教職員等から構成される対策本部、調査委員会等を設置することができる。

5 4 (略)

(リスクマネージャー)

第8条 通報窓口で受理した通報に適切に対応するため、リスクマネージャーを置き、総務部長をもって充てる。

2 リスクマネージャーは、通報窓口で受理した通報および第9条第3項の規定により報告された案件を遅滞なく精査し、リスク・コンプライアンスに関連する委員会、  
10 学術院、本部事務機構その他の委員会・箇所等に対応を依頼するものとする。ただし、リスク・コンプライアンスに関連する委員会が取り扱うべき事項については、当該委員会の審議を優先するものとする。

3 (略)

15 (リスク・コンプライアンスに関連する委員会等の責務)

第9条 リスク・コンプライアンスに関連する委員会は、前条第2項本文の規定によりリスクマネージャーから対応を依頼された案件を速やかに審議するものとする。

2 リスク・コンプライアンスに関連する委員会の委員長は、委員会で受け付けた通報および審議した案件のうち、全学のリスク管理およびコンプライアンス推進に重大な影響を与えると認められるものについては、総括責任者に報告し、対応を協議  
20 するものとする。

3 リスク・コンプライアンスに関連する委員会の委員長は、委員会で受け付けた通報のうち、当該委員会において取り扱うことが不相当と認めるものがあるときは、リスクマネージャーに報告するものとする。

25

ハラスメント防止委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、本大学に就学就労するすべての学生・生徒および教職員が能力と個性を自由に発揮できることを目的とし、本大学における、性別、社会的身分、人種または国籍等に基づく不当な差別的取扱いその他のハラスメントの発生を防止するための教育および啓発活動の展開ならびにハラスメントに関する相談または苦情の適切な処理についての必要な事項を定める。

以上

これは正本である。

令和5年4月6日

東京地方裁判所民事第49部

裁判所書記官 松本英晴

